

平成22年度

# 府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会



## 目 次

平成 22 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて	1
平成 22 年度の実施方針の重点	4
Ⅰ 確かな学力への取組み	4
Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	5
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	8
Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	9
本 編	11
1 確かな学力への取組み	
(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実	12
(2) 校種間の連携強化	14
(3) 健康教育の充実と体力づくりの推進	15
2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	
(1) 心の教育の充実	16
(2) 人権尊重の教育の推進	16
(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援	18
(4) 生徒指導の充実	20
(5) 進路指導の充実	22
(6) 国旗・国歌の指導	22
3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	
(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実	24
(2) 教育コミュニティの形成	25
4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	
(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり	26
(2) 教職員の資質向上	28
(3) 教職員のサービスの徹底	29
資 料	33

## 大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

- 基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- 社会を創っていく態度
- 心身の健康、体力
- 進路選択、決定力
- 生命と人権の尊重
- 自然尊重の精神、環境を大切にする態度
- 伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

<「『大阪の教育力』向上プラン」より抜粋>

## 平成 22 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて ～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

府民の学校に対する期待は高く、すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力など、「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」の「はぐくみ」、そしてこれらを基盤とする「生きる力」を育成することが求められています。

そのためには、就学前及び小中高の一貫した教育を通して児童・生徒を育てることが肝要で、各学校においても学校種を超えた連携を図ることが重要です。

「『大阪の教育力』向上プラン」が実施 2 年目を迎える平成 22 年度は、この「プラン」の実現に向けた取組みの一層の推進が求められます。校長のリーダーシップのもと、「教育の拠点学校である」という基本に立ち返り、子どもたちや保護者、地域のニーズに的確に応え、教育内容の充実を図ることが大切です。また、教職員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる府民から信頼される学校づくりを進める必要があります。

### I 確かな学力への取組み

「確かな学力」とは基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、それを活用しながら自ら学び考える力であり、児童・生徒が将来の日本・大阪を支える社会人として自立するための力です。

府教育委員会では、これまで学習ニーズの多様化を踏まえ、高等学校において生徒が「入りたい学校」を選択できるよう、様々な取組みを推進してきました。平成23年度には「進学指導特色校」、「体育科」や教育センター附属研究学校等の設置を予定しており、今後、府立学校のさらなる特色づくりを進めてまいります。また、平成22年度入学者選抜においては、家庭の経済的事情から本人の意思に反して高等学校への進学を断念する生徒が出ないよう募集人員増を行い、私立高等学校関係者とも力を合わせてオール大阪で高等学校の就学におけるセーフティネットの確立に努めてきたところです。こうした中、すべての学校が引き続き特色づくりや魅力づくりを進め、「入ってよかった学校」となるよう教育の質の向上を図っていくことがますます大切です。

各学校では、平成 21 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、これまでの取組みの成果及び他校における優れた実践事例を取り入れながら、今後とも児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成に努める必要があります。さらに、「総合的な学習の時間」等を活用して、児童・生徒の学習意欲を高め、一人ひとりの個性の伸長を図り、すべての児童・生徒が「確かな学力」を身に付けるよう一層努めなければなりません。

そのためにも教員それぞれの授業力を向上させることが重要であり、全府立学校で授業アンケートの取組みを進め、授業評価を有効に活用し、学校全体で組織的・計画的に授業改善に取り組むことが必要です。

## Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

すべての子どもたちが夢や憧れを抱き、志をもって自らの人生を切り拓いていくために必要な力をはぐくむことは、教育に携わる我々の使命です。「プラン」では、豊かな人間性等を身に付け、人として充実した人生を送るために必要な「夢」や「希望」、よりよい社会を創っていくという高い「志」を持って、将来の日本・大阪を支える社会人として自立し、社会の発展に寄与する態度の育成をめざすことを、大阪における教育の柱の一つとしています。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有しています。教職員は、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど、規律・規範を確立する指導に努めなければなりません。

また、児童・生徒自身が課題解決と人間関係づくりを行っていきける力を身に付けることができるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」などに基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切です。

支援教育の推進については、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるとともに、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導・支援の取組みを進め、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実に努めなければなりません。なお、今春新たに知的障がい支援学校の4つの分校と府立高校3校に共生推進教室を設置し、支援教育の一層の推進を図ることとしています。

いじめや中途退学・不登校など、児童・生徒をめぐる状況は、いまだ厳しいものがあります。また、近年、携帯電話・ネット上のいじめ等が新たな課題として位置付けられ、過度の依存などに加え、携帯電話のもつ危険性が社会問題となっています。

いじめについては、「絶対許さない」との強い姿勢で指導を行うとともに、児童・生徒に係る情報を共有し、いじめを発見した際は、組織的な対応により迅速な解決に向けて取り組む必要があります。

また、携帯電話の校内使用禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にした取組みを徹底し、家庭でのルールづくりの取組みが進むよう、家庭・地域と連携することが大切です。

中途退学防止や不登校減少への取組みでは、中学校との連携を図り、各学校において、不本意入学の防止、生徒指導・学習指導の充実に一層努めることが望まれます。特に、中途退学は全国平均と比べ高い割合で推移していることを重く受けとめ、教職員の共通理解のもと中途退学防止に向けた組織的な取組みが必要です。また、教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から勤労観や職業観の育成に努め、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の充実に努めなければなりません。

## Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠です。子どもたちは家族や同級生だけでなく、それ以外の大人や子どもと幅広く交流し、いわゆる「ナナメの関係」などの関わりを持つことを通じて、生命の大切さや他者

を思いやる気持ち、感謝や努力など豊かな心をはぐくむとともに、社会の構成員として必要な規範意識を身に付けていくものです。このことから、学校・家庭・地域が一体となり、家庭との役割分担や地域との協力のもとで、子どもをはぐくむ取組みをさらに進めていくことが重要です。

さらに尊い命が絶たれるという重大な事象や児童・生徒への虐待、薬物乱用など児童・生徒の健やかな成長を阻害する事象が生じていることから、学校では児童・生徒を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童・生徒を犯罪の被害者にも加害者にもさせないために、その状況把握に努めるとともに、相談体制の充実や薬物乱用防止教室の実施など、家庭・地域や関係機関と連携した取組みを進めることが必要です。

#### **IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上**

校長は、学校の経営を行う者としての気概を持ち、そのリーダーシップを十分に発揮し、児童・生徒の課題や保護者・地域のニーズをしっかりと受け止めて、学校の中期的なビジョンを確立しなければなりません。その上でビジョンの実現に向けた学校教育計画を策定するとともに、自校の実情や課題に応じた教育活動を行い、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進しなければなりません。また、子どもの教育に直接携わる教職員の資質の向上を図り指導力を高めることが重要です。学校においては、教職員の服務規律の徹底、体罰やセクシュアル・ハラスメントの未然防止等、指導体制の徹底を図るとともに、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、研修体系の構築、指導体制や相談体制の充実、日常的なOJTの活性化を図り、ICT活用能力の向上等に努めなければなりません。

大阪府では、大量退職・大量採用により多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、「教職員の評価・育成システム」を有効に活用しながら、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが必要となっています。子どもにとっての教職員はかけがえない存在であり、その使命は極めて大きいものです。

同時に、これまでの大阪が大切にしてきた教育を継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ることが重要となっています。

大阪の教育は、将来の日本・大阪を背負って立つ子どもたちの未来を切り拓き、子どもたちに大阪の未来を託せるようにならなければなりません。各学校においては、これまで大阪が培ってきた「地域性」と「多様性」を大切にするとともに、中・長期的視点に立って、「プラン」の推進と目標の達成に向けた取組みを一層推進する必要があります。府教育委員会としても学校における創意工夫のある取組みを支援していきます。大阪の未来はひとえに教育の充実にかかっているとの思いを共有し、各学校における取組みを進めてください。

## ◆ 平成 22 年度 of 取組みの重点

### I 確かな学力への取組み

#### 学力の向上に取り組む

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成と魅力ある授業づくりに努め、一人ひとりの個性の伸長を図ること。
- (2) 平成 21 年 3 月に高等学校学習指導要領・特別支援学校学習指導要領が公示されたことを受け、各学校においては、移行措置の内容を踏まえ、総則、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動の内容を十分に研究し、学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図るとともに、新しい学習指導要領を見据えた教育活動の充実に努めること。
- (3) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、教員は一層授業改善に取り組み、魅力ある授業づくりに努めること。その際、全府立学校で授業アンケートを用いた授業改善の校内システムを構築すること。

#### (主な関連項目)

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ・新学習指導要領への対応……24、27、34 | ・特色ある教育課程の編成……25、26、28 |
| ・指導と評価の一体化……31         | ・授業評価システム・授業改善……32、33  |
| ・学習形態の工夫……36           | ・読書活動の充実……40、121       |

## Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

### 志や夢をはぐくむ取組みを推進する

- (4) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかうとする態度をはぐくむとともに、未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
- (5) 進路をめぐる環境が大きく変化する中で、進学や就職をしても途中で挫折してしまう若者や、働くことへの意識の希薄な若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来、社会人・職業人として自立し、正規雇用をめざし、主体的に進路を選択することができるよう、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図ること。  
また、職業教育ナンバー1をめざし、実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。  
そのために、キャリア教育を学校教育活動に位置付け、教育活動全体を通じて組織的・計画的な進路指導を行うこと。

(主な関連項目)

・「志学」の推進……62

・進路指導の充実、キャリア教育の実施……101～105

### 心の教育の充実を図る

- (6) 幼児・児童・生徒に、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自ら律し他人を思いやる心、公正な判断力、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性をはぐくむことが必要である。そのため、学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てることに努めること。
- (7) 「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組みを、学校においても一層推進すること。

(主な関連項目)

・道徳教育の推進等……63、64

・「こころの再生」府民運動の推進……65

## 人権尊重の教育を推進する

(8) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

そのため、校内組織体制を整備するとともに、特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。また、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対し人権尊重の視点に立った組織的な指導に努めること。

### (主な関連項目)

- ・ 人権教育の推進……66～69
- ・ 「教職員人権研修ハンドブック」の活用……152
- ・ 様々な人権課題への対応……70～76
- ・ 教職員の人権意識……158～160

## 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

(9) 支援教育の推進については、新しい教育要領、学習指導要領を踏まえ、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるとともに、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を進め、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実を図ること。

とりわけ、支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある児童・生徒への教育を支援するセンター的機能を発揮すること。

### (主な関連項目)

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進……77、83、85
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実……78、80、86
- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び効果的な活用……79、80
- ・ 職業教育・進路指導の充実・地域支援ネットワークの構築……79、82、84、86、87
- ・ 支援学校教員の専門性の向上・センター的機能の充実……81

いじめ・暴力行為等の防止や中途退学・不登校の減少に取り組む

<いじめ・暴力行為等の防止>

- (10) いじめは、人間の尊厳を冒す基本的人権にかかわる重大な問題であるとともに、児童・生徒の人格形成にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題である。この基本認識に基づき、学校はいじめの根絶に向けて取り組むこと。同時に、学校生活のあらゆる場を通じ、人命尊重、人権尊重の精神を徹底させることによって、児童・生徒が相互に信頼感や連帯感を養うよう努めること。また、携帯電話・ネット上のいじめなどを新たな課題として位置付け、携帯電話の校内での使用禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話の危険性への対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。
- (11) 暴力行為が、人権尊重の精神に反し、問題解決のための正しい方法ではないことについて、ホームルームの指導や生徒会活動を通して具体的な指導を行い、暴力を否定する気風を醸成するとともに、生徒集団の自発的・自律的活動を促進するよう指導すること。

<中途退学の防止及び不登校への取組み>

- (12) 中途退学の防止についてはこれまで、不本意入学の防止、生徒指導の充実、学習指導の充実を3つの基本として取り組んできたところである。平成20年度は中退率が前年度に比べて減少しているが、全国平均と比べ高い割合で推移していることを踏まえ、従来の取組みに加え、中高連携・人間関係づくり・学習指導のより一層の充実に重点をおいて取組みを推進すること。また、スクールカウンセリング・スーパーバイザー等を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の視点からの取組みも実施すること。
- (13) 平成20年度中の不登校の状況については、前年度に比べて減少しているが、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、校内相談体制の充実を図るとともに、家庭や出身中学校、地域、教育センターなどの関係機関とも連携しながら取組みを推進すること。

(主な関連項目)

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ・いじめ・暴力の禁止……89、91、92 | ・携帯電話の所持・使用……90 |
| ・教育相談体制の充実……92、98    | ・中途退学の防止……93    |
| ・不登校に対する支援……94       |                 |

### Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

#### 子どもたちの命を守る

- (14) 尊い命が絶たれるという重大な事象が生じるなど、児童・生徒をめぐる状況は厳しいことを踏まえ、児童・生徒を犯罪の被害者にも加害者にもさせないため、「命の大切さ」について学校組織としてすべての教育活動を通じて取り組むとともに、児童・生徒の状況の把握、相談体制の充実など喫緊の課題に取り組むこと。
- (15) 子どもの安全を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- (16) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、警察官や学校薬剤師等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するほか、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

#### (主な関連項目)

- ・ A E Dを含めた心肺蘇生法実習・・・56
- ・ 薬物乱用防止・・・57
- ・ 新型インフルエンザへの対応・・・58、114、116
- ・ 安全教育・安全管理・・・109、110、112、115
- ・ 危機管理体制の整備・充実・・・111、113

## IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

### 学校運営体制の確立を図る

- (17) 校長は、学校経営にあたり、そのリーダーシップを十分に発揮すること。また、「学校組織運営に関する指針」（平成18年12月）に基づく学校運営を行うこと。
- (18) 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うとともに、その結果を学校のWebページ等を通じて公表すること。

#### (主な関連項目)

- ・ 学校教育目標の共有化……123、128
- ・ 開かれた学校づくり……125、126
- ・ 個人情報の適正管理……136～138
- ・ 校内組織体制の整備・構築……123、130
- ・ 学校評価の推進……129

### 教職員の資質向上を図る

- (19) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ること。
- (20) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。
- (21) 校内イントラネットを活用した校務のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）化を進めること。またすべての教員がICTの活用能力を身に付けるとともに、各教科・科目等でICT機器を活用した授業を行えるよう、校内研修の充実を図ること。
- (22) 首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。
- (23) 校長は「指導が不適切である」と思われる教諭等の的確な状況把握や適切な指導・助言、校内研修の実施など、校内におけるサポート体制を整備すること。また、校長は、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請を行うこと。  
 その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を有効に活用すること。  
 また、新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

#### (主な関連項目)

- ・ ICT機器の活用……37、47、138
- ・ 教職員の評価・育成システム……144
- ・ 体罰の禁止……158
- ・ パワー・ハラスメントの防止……162
- ・ 研修の充実、OJTの推進……143、146～154
- ・ ミドルリーダーの育成……147、148
- ・ セクシュアル・ハラスメントの防止……159～161



# 本 編

# 1 確かな学力への取組み

## (1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (24) 「プラン」及び学習指導要領を踏まえ、各学校の特色ある教育活動が児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるよう教育の充実を図ること。その際、「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」対象校については、その設置理念と目標を踏まえること。
- (25) 特色づくりを進めるに当たっては、自校の教育目標を踏まえるとともに、その取組みが中・長期的な展望に立ったものとなるよう留意すること。また、成果の検証を適切に行うこと。
- (26) 学校教育計画を立てるに当たっては、育てようとする生徒像を示すなど、学校としてめざす教育を明らかにし、自校の特色を踏まえて、具体的目標を設定するとともに、保護者・地域等に対し学校教育計画やその達成状況について機会をとらえて説明し、理解を得るよう努めること。また、各学校における教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行うこと。
- (27) 高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領改正の趣旨を踏まえ、各教科及び「総合的な学習の時間」の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、「学校設定教科・科目」を積極的に取り入れるなど、各学校が創意工夫を生かした教育課程の編成に努めること。その際、府教育センターのカリキュラム研究室と十分連携を図ること。
- (28) 一人ひとりの進路実現を図るため、特色ある教育課程を工夫し、生徒の実態に応じて学習指導の充実に努めること。

### <学習指導>

- (29) 学校週5日制のもとで、これまで以上に学習活動の充実が求められている。各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。
- (30) 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づく中学校の学習内容を十分に理解した上で効果的に行うこと。
- (31) 児童・生徒の学習評価については、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価のあり方について十分検討し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。
- (32) 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うとともに、教員相互の研究授業や保護者などを対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業を評価・検証するなど、学校として授業改善に努めること。また、指導と評価の年間計画（シラバス）を一層充実させること。
- (33) 授業アンケートを用いた授業改善校内システムの構築に当たっては、「授業評価ガイドライン（仮称）」（平成22年3月発行予定）を活用すること。
- (34) 「総合的な学習の時間」の実施に当たり、各学校においては、学校や地域の実情、児童・生徒の実態等に応じて、自然体験やボランティア活動など社会奉仕体験、勤労体験、交流体験などの体験学習や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、問題解決的な学習活動を積極的に取り入れるなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと。その際、新学習指導要領で示された、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習に配慮するとともに、すべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。

- (35) 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。その実施に当たっては、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、所定の手続きを行うこと。
- (36) 学習の形態については、ティーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、生徒の実態に応じた工夫を行うこと。  
なお、実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。
- (37) 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。
- (38) 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。  
また、教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において芸術鑑賞を実施する際、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、各校の地元に継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。埋蔵文化財調査による土器などの出土文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る上での教材として積極的に活用されたい。その際、「出かける博物館」事業として行っている各学校に対する出前授業、文化財資料の貸出しや、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げることなどについても配慮すること。

(参考：身近な社会教育施設等)

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館、大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

- (39) 加配教員の活用に当たっては、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。
- (40) 学校図書館を調べ学習に積極的に活用することや、朝の読書活動等により、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。あわせて、司書教諭や他のすべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。  
また、学校図書館の有効活用に当たっては、「学校図書館運用の指針（仮称）」（平成 22 年 3 月発行予定）を活用すること。
- (41) 学校設定科目の工夫による基礎学力の確実な定着を図る取組みや、メロディチャイム等を活用した教育環境づくりの取組みなど、他校の成功事例を参考に、自校の課題解決を図ること。

#### <国際理解教育>

- (42) 教育基本法改正の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。  
国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。

- (43) 国際教育については、生徒が、国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、特別活動、「総合的な学習の時間」及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。その際、「国際理解教育推進交流事業」等の活用や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。
- (44) 海外修学旅行の実施に当たっては、安全確保、健康管理等に配慮するとともに、その目的を明確にし、生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。
- (45) 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

#### <環境教育>

- (46) 児童・生徒自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。
- その際、環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、「総合的な学習の時間」を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。また、環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

#### <情報教育>

- (47) 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料「情報モラル指導資料」等を活用し、情報モラルの指導に努めること。その際、情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーを、生徒が身に付けられるよう指導すること。
- また、学校や生徒に関するネット上の書き込み等については、「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」（平成 17 年 11 月）に基づき、適切に対応すること。

#### <平和教育>

- (48) 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」並びに、平成 13 年からの 10 年間で、国連の定めた「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際 10 年」であることを踏まえ、「平和教育に関する事例集」（平成 15 年 3 月）やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

#### <部活動>

- (49) 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重するとともに、学校週 5 日制の趣旨も踏まえ、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。また、他校や地域と連携した活動等について学校全体として積極的に取り組むこと。
- (50) 府立高等学校部活動検討委員会の提言を踏まえ、府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」（平成 17 年 7 月）の内容が各学校において適切に運用されるよう努めること。

### (2) 校種間の連携強化

- (51) 「総合的な学習の時間」をはじめ学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

- (52) 異なる校種間において、個人情報の保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。
- (53) 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校など、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。

### (3) 健康教育の充実と体力づくりの推進

- (54) 幼児・児童・生徒が自ら健康増進を図るとともに、心身両面にわたる健康課題をよりよく解決する資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、健康教育の充実や体力づくりの推進を図ること。  
その際、幼児・児童・生徒の実態に即して、家庭や地域と連携を図りつつ校内指導体制を整備し、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むこと。
- (55) 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・主治医・学校医・保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう指導すること。これらの指導を充実するため、年に1回以上、学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。
- (56) すべての教職員が、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。また、生徒に対して保健の授業等において実習が実施できるように計画すること。
- (57) 喫煙・飲酒・覚せい剤・大麻等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家（学校薬剤師・警察・保健所等）による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、薬物乱用防止教室については、年に1回以上開催すること。また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うこと。
- (58) 新型インフルエンザについては、感染拡大の防止を図るため、生徒等に対して、うがい・手洗い・咳エチケット等感染防止策の励行を指導すること。  
なお、新型インフルエンザに関わらず、国民健康保険法を踏まえ、無保険により児童・生徒等が医療を受けることができなくなることをないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。
- (59) 性教育及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。その際、「性教育指導事例集」（平成15年3月）等を積極的に活用すること。
- (60) 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、生徒の心身の健康問題への対応や健康教育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めるとともに、加配の効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。
- (61) 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、学校における食育を推進すること。  
学校給食実施支援学校においては、食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、食育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めること。

## 2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

### (1) 心の教育の充実

(62) 社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナーやルールを守るなど、社会人への第一歩として、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、よりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。

なお、府立高校においては、平成 23 年度から「志（こころざし）学」を実施することを見据え、教師用指導資料(平成 22 年 3 月発行予定)などを活用して、指導内容の研究に努めること。

(63) 道徳教育については、道徳教育全体計画を作成し、体験的な活動の機会の充実を図るとともに、教科・科目の学習や特別活動等の教育活動全体を通じて推進すること。

また、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域と積極的に連携し、各教科、「総合的な学習の時間」、特別活動、生徒指導等を通じて、人間としての在り方生き方についての自覚を深める取組みを進めること。

(64) 各学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験や自然体験等の様々な体験活動の充実に努めること。

(65) 「こころの再生」府民運動の取組みに際しては、家庭・地域との連携のもと、各学校の特色に応じて、「5つのこころ」を大切にし、7つのアクションの具体的な実践を行うこと。特に、「愛さつ O S A K A」のキャッチフレーズやロゴ等を活用し、各学校におけるあいさつ運動の推進に努めること。

#### (参考)

##### ・ 5つのこころ

生命を大切にす、思いやる、感謝する、努力する、ルールやマナーを守る

##### ・ 7つのアクション

「あかんもんはあかん」と、はっきりしかろう

「ええもんはええ」と、はっきりほめよう

「ユーモア」を大切にしよう

「あいさつ」をもっと大切にしよう

「おかげさんで」を大切にしよう

子どもの話をじっくり聞こう

地域にどんどん出て行こう

##### ・ 「愛さつ O S A K A」

O = おはよう

S = さよなら

A = ありがとう

K = こころの

A = あくしゅ

(愛さつ O S A K A のロゴマーク)



### (2) 人権尊重の教育の推進

(66) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の関係法令を踏まえ、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。

その際、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに、

「大阪府人権教育推進計画」（平成 17 年 3 月）等、人権に関する府の各方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等に留意すること。

(67) 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。また、前年度までの人権教育推進計画の実施状況及び教育効果の点検・評価を行い、各学校の教育課題の解決に資する具体的な指導計画となるよう努めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。人権基礎教育を進めるに当たっては、平成 16 年 3 月発行の「人権基礎教育指導事例集」等を活用し、発達段階に応じた指導に努めること。

(68) 平成 13 年の「大阪府同和对策審議会答申」及び、平成 15 年 2 月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

(69) 人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。また、関係研究組織との連携の充実を図るとともに、大阪人権博物館の展示や大阪人権博物館の学芸員が学校で体験型授業をおこなう「学校 de 博物館」などの学校教育と連携した取組みの活用に努めること。

(70) 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象や陰湿ないじめなど、深刻な人権侵害の事例が生起している現状がある。

については、幼児・児童・生徒や関係者の人権を擁護することを基本に、「学校における人権教育推進のための事例集」等を活用した教職員研修の実施により、教職員の人権感覚を一層磨き、校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚に努めること。加えていじめの防止については「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」に基づき、適切に指導すること。

(71) 児童虐待の防止に当たっては、教職員一人ひとりが日頃から学校の教育活動や家庭訪問等を通じて、幼児・児童・生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。

また、府教育委員会が策定した児童虐待防止指針「子どもたちの輝く未来のために」（平成 16 年 4 月）等を活用し児童虐待の認識を深めるとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成 20 年 4 月）の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センター（児童相談所）へ速やかに通告すること。その際、学校として組織的に対応するとともに関係機関等と継続的な連携を図ること。

(72) 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成 10 年 3 月一部改訂）及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成 14 年 12 月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引き」（平成 18 年 3 月）を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

- (73) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した生徒については、教育サポーター等を活用し、日本語指導を行うとともに、学習言語能力の習得を踏まえた教科指導を行うこと。また、府が実施する研修等を通して、担当教員等の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。また、学校生活などのサポート情報を外国語に翻訳したWebページ「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月）等を活用し、学校生活、進路の支援に努めること。
- (74) 男女平等教育の推進に当たっては、大阪府男女共同参画推進条例（平成14年4月）の趣旨を踏まえ、「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）を活用し、すべての教育活動において、男女の人権を尊重し、特に固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。また、男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。  
各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。
- (75) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、府教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。  
また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- (76) PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるとともに、家庭・地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。

### (3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- (77) 平成15年に策定した「第3次大阪府障害者計画」を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいに対する理解を深める学習を計画的に推進するとともに、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）及び「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）を活用しながら、障がいのある幼児・児童・生徒の自己肯定感をはぐくみ、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。
- (78) 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、発達障害者支援法の趣旨及び内容について周知するとともに、広く理解啓発に努めること。  
また、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努め、一人ひとりのニーズや障がいの状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。  
とりわけ、高等学校においては、冊子「明日からの支援に向けて」（平成21年3月）等を活用した校内研修の機会の充実に努めること。
- (79) 高等学校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、校内委員会の設置や支援教育コーディネーターの指名を行うとともに、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。また、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じた進路に関する適切な情報を提供するなど、進路指導を充実すること。
- (80) 「個別的教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えて、一貫した教育的支援を行うという作成の目的を踏まえ、本人や保護者の参画を一層推進し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握するとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携のうえ作成し、より効果的な活用に努めること。  
「個別の指導計画」についても、障がいの状況や本人・保護者の希望の把握に努め、具体的で

わかりやすい内容をこころがけるとともに、「個別の指導計画」に基づいた適切な指導の目標や方法、結果について十分説明し、理解を得ること。

- (81) 支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化への対応、並びに幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の要請に応じ、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒の支援に努めるため、教員の専門性向上を図る研修を計画的に実施するとともに、特別支援学校教諭免許状保有率を向上させること。また、支援学校の教員にあっては、積極的に校外での研修に参加するとともに、一定の研修を修了した教員においても、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、組織的な校内体制づくりを一層進めること。また、支援学校地域支援リーディングスタッフを中心に、市町村のリーディングスタッフ等との連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の要請に応じて、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成などへの援助も含めた支援に努めること。また、地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

- (82) 支援学校においては、学校教育審議会答申「これからの大阪の教育がめざす方向について」（平成 20 年 7 月）を参考に、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、地域や企業と連携したカリキュラム編成、職業コースの設置等を含め、高等部のあり方について見直しを行うこと。

- (83) 「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」の改定（平成 21 年 8 月）により、これまでの知的障がい生徒自立支援コース（9 校）・共生推進教室（1 校）に加え、平成 22 年度から新たに府立高校 3 校に共生推進教室を設置した。すべての高等学校においても、障がい者理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。

- (84) 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、人権尊重の観点に立って十分な配慮を行うこと。とりわけ、高等学校に在籍する障がいのある生徒については、個々の状況に即して学習指導や評価のあり方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うとともに、労働・福祉関係諸機関との連携のもと、進路指導をはじめ、校内指導体制の充実を図ること。

- (85) 府立学校においては、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成 18 年 6 月）を活用するなど、その相互理解を促進するよう努めること。さらに、支援学校にあっては、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

- (86) 府立学校においては、障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。とりわけ支援学校においては、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携をさらに密にし、学校見学会の機会の拡充等により障がいや障がいのある生徒についての理解啓発を行うとともに職業教育の充実を図ること。さらに、早期から就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努めること。なお、生徒が就労する際には、国の最低賃金法の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。

- (87) 支援学校においては、生徒の就職後においても、職場への定着を支援するため巡回指導を行ったり、校内の進路相談体制の充実を図るなど、卒業生や企業が相談できる体制づくりに努めること。
- (88) 支援学校においては、部活動等による放課後の学校教育活動の充実を図るとともに、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動の充実を図ること。

#### (4) 生徒指導の充実

- (89) 府立学校において暴力行為等の発生件数が増加しており、予断を許さない状況である。また、府立学校において47校89件のいじめが認知されており、引き続き厳しい状況にある。さらに、近年、携帯電話やパソコンの急激な普及により、メールやインターネットを利用したいじめや性犯罪など、新たな生徒指導上の課題として、重大な事象に発展しかねないものも生起している。

このような状況を踏まえ、各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。また、学校として一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・中学校・地域・警察などの関係機関との連携を一層進めること。

- (90) 児童・生徒の携帯電話の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、府立学校内での児童・生徒の携帯電話の使用については「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針を明確に示し、あわせて家庭との連携を図ること。さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。また、携帯電話の所持・使用について必要な実態把握を行い、校内支援体制の構築を図り、あわせて児童・生徒・保護者に対し、被害相談のための第三者性を有する支援機関の周知に努めるなど、早期発見・早期対応に努めること。学校だけで解決することが困難な事象が生じた場合は、府教育委員会に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し、構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

今後の取組みに際しては、「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」（平成20年12月）を参考にすること。

- (91) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、生徒指導体制の充実を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めること。

未然防止の観点からは、児童・生徒がいじめに対して「NO」と言える実践力を身に付けることができるよう「いじめ対応プログラム」を活用した取組みを一層推進するとともに、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図ること。さらに、いじめが起こった際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に対応すること。また、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「子ども支援チーム」と連携し解決を図ること。

- (92) 児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席など児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、児童・生徒の自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて児童・生徒に考えさせるよう努めること。

また児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止め、適切に対応できるよう、スクールカウンセリング・スーパーバイザーや精神科医等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実を図ること。

- (93) 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。  
また、生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の成就感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。特に、入学1年目において中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に中学校や家庭との連携を密にするなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。さらに、授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に、より一層努めること。あわせて、進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。加えて、外部の専門家を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みも実施すること。  
また、進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整え、必要に応じて転学等についての情報を提供するなど、適切な進路指導を行うとともに、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。
- (94) 不登校の要因として、学業や友人関係でのつまずきなど学校生活に起因するものが多くを占めていることから、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、特に、小・中学校時に不登校であった生徒や、高等学校等入学後も欠席傾向がある生徒に対しては、当該生徒の出身中学校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。
- (95) あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに実際に守ることを体験することによって、規範意識がはぐくまれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に一貫性をもって指導すること。  
また、規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中ではぐくまれるものであることから、各学校においては児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに共通の理解が形成されるよう取り組むこと。
- (96) 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、平素より研鑽を積み、他の模範となる成果をおさめた児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら、児童・生徒のがんばりや努力、やる気を引き出し、児童・生徒の励みとなるような取組みを推進すること。
- (97) 少年非行等の問題行動に対しては、青少年健全育成のための連携マニュアル「心のすくらむ」(平成13年7月)を活用し、子ども家庭センターや少年サポートセンター、警察等の関係機関との連携を図りながら、問題の解決に努めること。
- (98) 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。  
また、保健室の健康相談活動についても、全校的な相談体制との連携を図るとともに、一層の充実に努めること。
- (99) 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。
- (100) 校則は、児童・生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、児童・生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に見直すこと。  
また、指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、児童・生徒や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

## (5) 進路指導の充実

- (101) キャリア教育の実施に当たっては、府のキャリア教育の指針をもとに、小・中・高等学校の連携を推進するとともに、入学時から卒業時までを見通した系統的・継続的な取り組みとなるよう努めること。なお、定時制・通信制においても、キャリア教育の一層の充実を図ること。  
また、地域や関係団体、専修学校等と連携して、インターンシップや職場見学等の体験学習等を推進し、生徒が自己の職業適性や将来設計について考えることができるよう努めること。
- (102) 進路指導を行うに当たっては、入学当初から計画的に行うとともに、生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、生徒が自分の意志と責任で進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。同時に、進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実を図ること。
- (103) 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、JOBカフェOSAKA等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。  
また、近畿統一応募用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、問題事象、内定取消等が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。
- (104) 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、奨学金教育教材等を活用し、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。また、奨学金等の活用や進路に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。なお、指導に当たっては、入学年次から奨学金制度の趣旨や目的等について生徒及び保護者等に対して理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導すること。
- (105) 経済的理由により就学困難な生徒を支援する大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度や授業料減免制度の利用に当たっては、生徒及び保護者に対して、趣旨や目的をよく理解させ、とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。  
また、授業料以外の諸費や部活動費などについても、十分精査し、高額にならないよう配慮すること。

## (6) 国旗・国歌の指導

- (106) 入学式や卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう、その指導の徹底に努めること。
- (107) 入学式や卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。その際、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動をとること。
- (108) 府立高等学校及び支援学校においては、平成 20 年度卒業式及び平成 21 年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施率は、ともに 100%となっている。  
平成 21 年度入学式における「望ましい形」による実施率は、府立高等学校では 100%、支

援学校では 86.0%となっているが、教員の起立状況において、なお、課題のある学校があり、指導の徹底を図ること。

### 3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

#### (1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実

- (109) 幼児・児童・生徒が安心して生活できるよう学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、学校・地域の実情や幼児・児童・生徒の実態に応じた適切な安全対策を講じること。
- (110) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健、学校安全の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。また、学校環境衛生基準に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。
- (111) 学校独自の危機対応マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、安全教育の一層の充実を図ること。
- (112) 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。
- (113) 災害及び万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯及び防災計画を策定し、救急体制及び防犯・避難訓練や施設・設備の点検・整備等の危機管理体制を確立するとともに、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。あわせて防災教育の充実を図ること。  
また、道路交通法改正を踏まえ、登下校時等の自転車利用時のルールやマナー等、交通安全に関する指導を充実すること。
- (114) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨・落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。特に、新型インフルエンザ対策については、「新型インフルエンザ対応マニュアル」をもとに、毒性や感染力、警戒レベルに応じた適切な対応ができるようにすること。
- (115) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- (116) 上記の取組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

#### <安全教育関係>

「学校における防災教育の手引(改訂版)追加資料 備えよう地震・津波 進めよう 防災教育」府教育委員会

(平成 19 年 3 月)

「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」府教育委員会

(平成 18 年 7 月)

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」府教育委員会

(平成 15 年 3 月)

「安全教育参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省

(平成 13 年 11 月)

「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」文部省

(平成 10 年 3 月)

「学校における防災教育の手引き(改訂版)」府教育委員会

(平成 8 年 3 月)

## <安全管理関係>

- 「新型インフルエンザ対応マニュアル（第二版）」（平成 21 年 11 月）  
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省  
（平成 19 年 11 月）  
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」府教育委員会  
（平成 17 年 3 月）  
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」府教育委員会（平成 16 年 3 月）  
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」府教育委員会  
（平成 15 年 12 月）  
「学校の安全管理に関する取組事例集」文部科学省（平成 15 年 6 月）  
（参 考）  
「学校安全緊急アピール」ー子どもの安全を守るためにー文部科学省（平成 16 年 1 月）  
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」府教育委員会  
（平成 14 年 10 月）  
「学校における児童生徒等の安全を確保するために」府教育委員会（平成 13 年 7 月）

## (2)教育コミュニティの形成

- (117) 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が、共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもにかかわるシステムに参画し、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。
- (118) 学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもを育てる教育コミュニティづくりを推進するため、「地域教育協議会（すこやかネット）」に積極的に参画・協力すること。
- (119) 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化を図り、教育コミュニティづくりに寄与できるよう努めること。
- (120) 保護者の主体的な学びを促進し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」を活用したPTA研修等の実施に努めること。  
また、府教育委員会が実施する親学習に関する教員研修に積極的に参加し、これから親となる児童・生徒に対しても、学校の授業等を活用し、親となるための準備としての親学習の推進を図ること。
- (121) 児童・生徒の豊かな心をはぐくむため、地域人材の活用による学校図書館の運営や公立図書館との連携（本の貸出し、連絡会等）等を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進すること。

## 4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

### (1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (122) 校長は、「プラン」と児童・生徒の課題や保護者・地域のニーズを踏まえた中期的なビジョンを確立し、その実現に向けた学校教育計画を策定すること。
- (123) 校長は、学校の経営を行う者として学校の将来像を描き、そのための学校経営の方針等を教職員に周知し、学校の教育目標の共有化を図るとともに、校内各組織の活性化に努め、学校運営における組織的な取組みを推進すること。  
その際、教育活動等の各領域における課題とその解決に向け、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な目標・計画を自ら設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、学校のみならず目標や教育活動等の評価結果等について保護者等に対して学校のWebページ等を通じて公表すること。また、課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。
- (124) 校長は、学校運営にあたり、必要に応じて高等学校課の3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）の活用を図ること。また、府教育委員会作成の「保護者等連携の手引き」（平成22年3月発行予定）、「ミドルリーダー育成プログラム（仮称）」（平成22年3月発行予定）を校内研修等で積極的に活用すること。
- (125) 当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携し自主的・自律的に特色ある教育活動を展開することができるよう、学校運営体制の整備・充実に努めること。
- (126) 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。その際、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。
- (127) 学校の特色づくりをさらに推進し、中学生（支援学校中学部生を含む）に適切な進路情報を提供できるよう、体験入学等を中学校との連携により実施すること。また、中学校を訪問し学校説明を行うとともに、学校説明会等においても、中学生や保護者に進路情報を提供する際には、生徒の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択ができるよう各校の特色ある取組みの周知に努めること。
- (128) 学校のWebページについては、学校教育目標、学校教育計画、とりわけ特色ある教科・科目や「総合的な学習の時間」等を含む教育課程、年間授業計画（シラバス）、学校評価の結果や進路状況等、中学生や保護者のニーズに対応した教育情報の掲載に努めること。その際、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。
- (129) 学校の評価に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会を関連させて活用するとともに、評価結果を踏まえ、学校運営の改善に努めること。また、高等学校課の「診断支援チーム」を積極的に活用すること。  
学校協議会を活用するに当たっては、委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。
- (130) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。  
また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から組織マネジメント

ントの手法をもとに、機能的な学校運営に努めること。

- (131) 工科高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、府立大学、府立工業高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。  
また、定時制（多部制単位制を含む）・通信制高校においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール事業（聴講制度の活用）をさらに推進すること。
- (132) 学校説明会、学習活動（補習・講習等）や生徒指導等、週休日における多様な教育活動等にかかわっては、「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」（平成 16 年 9 月）を踏まえて適切に行うこと。
- (133) 契約・支出事務等の予算の執行に当たっては、その効率的・効果的な執行に努めること。また、学校徴収金の取扱いについては、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること。
- (134) 本府では、「行政の福祉化」に全庁挙げて取り組んでいるところであり、府立学校においても、校舎等の建物清掃や除草業務等の外注に当たっては、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援する観点に立って、業者の選定を行うこと。
- (135) 職員会議については、「学校教育法施行規則」及び「大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則」に基づき、その適切な運営に努めること。あわせて、その会議録については、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。
- (136) 「個人情報保護法」、「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。
- (137) 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した記録媒体を含む）について、その取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。あわせて、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管について研修を深め、教職員一人ひとりの自覚を促すこと。  
また、校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、府民からの情報公開等の請求に対する的確に対応すること。
- (138) コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、校内で作成した取扱規定の趣旨を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。
- (139) 「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」（平成 21 年 10 月）を踏まえ、法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。
- (140) 一家転住等、本人の責任によらないやむを得ない事情による転入学については、円滑な受入れを図ること。府立高校間の自己実現のための転入学については、在籍校においては十分に指導を行い、転入学希望先の高校は積極的に転入学考査の機会を設けること。また、多部制単位制高校においては、転部について、多部制単位制の趣旨を踏まえ、学校長が適当と判断する場合に、その対応を行うこと。

(141) 授業料等の未納者に対しては、「大阪府立高等学校等授業料等徴収事務取扱要領」の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等の適切な方法で保護者と面談するなど、積極的な納入指導に取り組むこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合については、府教育委員会に徴収事務を引き継ぐこと。

また、入学料については、平成 19 年度入学生から入学前納付となったことから、その趣旨及び修学支援の制度などについて十分説明し、入学料の未納防止に努めること。また、入学許可の取消しについては、聴聞手続など適正な手続を経た後、実施すること。

## (2) 教職員の資質向上

(142) 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。

(143) すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。また、教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(144) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。

特に、全教職員の授業観察を実施するなど職務遂行状況を的確に把握し、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行うこと。また、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。

(145) 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続が確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

(146) 社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。

(147) 日常的な O J T の推進に当たっては、「次世代の教職員を育てる O J T のすすめ」（平成 20 年 3 月）を活用すること。

(148) ミドルリーダーの育成に当たっては、高等学校課の「育成支援チーム」及び府教育センターにおけるリーディング・ティーチャー養成研修等を積極的に活用すること。

(149) 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。

(150) 府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用したり、指導教諭等を有効に活用するなど、研修成果をすべての教職員が共有し、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。

また、長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。

(151) 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実を図るなど、教職経験の少ない教員をはじめとする教職員全体の指導力の向上に、学校として組織的に取り組むこと。その際、府教育センターのカリキュラム NAVi プラザによる学校支援等を積極的に活用すること。

(152) 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。その際、「教職員人権研修ハンドブック」（平成 21 年 4 月改訂）を活用すること。

- (153) 校内研修の年間計画策定に当たっては、府教育センター等で実施する研修との関連に配慮し、夏季休業期間などを積極的に活用して実施すること。その際には、社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。
- (154) 児童・生徒の問題事象の未然防止等を図るため、スクールカウンセリング・スーパーバイザーなどを活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。
- (155) 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲・資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦をすること。

### (3) 教職員のサービスの徹底

- (156) 教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨を踏まえ、研修として相応しい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。また、承認手続きについては、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。
- (157) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、平成 17 年 2 月に作成した「不祥事予防に向けて」の活用や、平成 22 年 1 月に制定した「大阪府教育委員会懲戒処分指針」の周知徹底を図るなど、一層の取組みを進めること。さらに、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確かつ迅速に把握し、速やかに府教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。
- (158) 平成 21 年度に障がいのある児童・生徒に対する体罰や長期にわたる常習的な体罰等が連続して生じた。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。  
特に障がいのある児童・生徒については、全教職員が子どもの障がいの特性を理解することが必要である。  
「教職員の児童生徒に対する体罰の根絶について」（平成 21 年 7 月 21 日）を踏まえ、府教育委員会が策定し、平成 19 年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用しながら教職員研修を行うとともに、体罰事象の根絶に向けた取組みを実施し、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。
- (159) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識の下、その未然防止のための学校体制を確立すること。その際に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成 20 年 3 月改訂）や「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」（平成 13 年 12 月）の趣旨を踏まえ、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A 集」（平成 15 年 3 月）などを活用すること。  
万一、セクシュアル・ハラスメントが起こった場合には、被害者の人権を尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。同時に、校長は府教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。  
また、「障害のある児童・生徒の指導や介助方法における留意点」（平成 12 年 7 月）を参考に指導方法の点検を行うこと。  
特に、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

- (160) セクシュアル・ハラスメントを防止するために、各学校の相談窓口が機能するように努めるとともに、府教育センターの「すこやか教育相談」や、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」を児童・生徒・保護者及び教職員に周知すること。
- (161) 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成 11 年 3 月）に基づき、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。
- (162) 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成 22 年 3 月発行予定）に基づき、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。
- (163) 入学者選抜事務の遂行に当たっては、指示系統をあらかじめ決定し、それぞれの役割分担及び作業系統を明確にすること。特に、人為的ミスはどこにでも起こり得るという認識のもと、「入学者選抜事務点検マニュアル（第 2 版）」の内容を踏まえ、各学校の実態に即して、点検したことを確実に確認できるシステムを確立すること。
- (164) 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。なお、飲酒運転を行った教職員に対して、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」（平成 22 年 1 月制定）に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とする。また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分を行う。
- (165) 教職員の勤務時間管理等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）」制定の趣旨、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、同規則、及び「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（いわゆる超勤 4 項目、勤務時間の割振り、休暇制度など）に基づき、適切に行うこと。
- (166) 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。特に、定時制の課程に勤務する教職員については、その勤務態様について厳正を期するよう指導すること。  
また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続きの見直しについて（平成 20 年 5 月 20 日付け教委職企第 1215 号教職員企画課長通知）」を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」に基づき、厳しい処分を行う。
- (167) 休憩時間については、校長が明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。なお、職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続きをとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続きは要しない。
- (168) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うこと。  
特に、母性保護及び育児にかかる休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるため、連続した休暇取得の促進に努めること。

- (169) 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について（平成13年11月6日付け教委職企第203-1号教育長通知（平成19年3月1日改正））」及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて（平成13年11月6日付け教委職企第203-2号教職員企画課長通知（平成19年3月1日改正））」を参照し、適正な認定事務を行うこと。
- (170) 通勤届出以外の方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。
- (171) 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- (172) 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きをとるとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。



# 資 料

## I 大阪府の教育相談

### 1 大阪府教育センター

名 称	すこやか教育相談
目 的	児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活に関わる電話・面接・電子メールによる相談に応じる
電話番号	子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話 06-6607-7361 電子メール <a href="mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp">sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp</a> 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話 06-6607-7362 電子メール <a href="mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp">sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp</a> 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話 06-6607-7363 電子メール <a href="mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp">sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp</a> 高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン） 電話 06-6607-7353 24時間対応「すこやか教育相談24」 (平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けています。) 電話 0570-078310 FAX 06-6607-9826(教育相談室直通)
受 付	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休み) ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日
内 容	学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談 (相談は無料、秘密は厳守する) ・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる ・面接相談の場合には事前に学校を通しての電話で予約が必要 ・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など
場 所	大阪府教育センター 教育相談室(本館5階) 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号
交通機関	地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m 近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/index.htm>

### 2 青少年相談センター

名 称	青少年相談
電話番号	06-6944-3434
電話受付	月曜日～金曜日 午前9時15分～12時 午後1時～6時
名 称	青少年スタートライン(青少年専用相談)
電話番号	06-6946-0003
メール	<a href="mailto:ssl@yso.or.jp">ssl@yso.or.jp</a>

3 少年育成室（大阪少年補導協会内）

名 称 グリーンライン

電話番号 06-6772-7867

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

4 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター

電話番号 06-6691-2811（代表）

06-6607-8814（電話相談専用）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（12時～1時を除く）

（面接相談を希望する場合は予約制、午前9時15分～午前11時15分）

5 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-828-0161 072-844-1331(代)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-751-2858 072-752-4111(代)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 に住んでいる方
吹田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6389-3526 072-627-1121(代)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6721-1966 0729-94-1515(代)	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター 青少年相談コーナー	0721-25-1131 0721-25-1131(代)	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、 千早赤阪村に住んでいる方
岸和田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-445-3977 072-439-3601(代)	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、 岬町に住んでいる方

## II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ) 及びカリナビ・ランチ

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供、②校内研修支援のための講師紹介・派遣、③自主研修会の企画・実施への支援、④授業実践等の教材化・普及等を行っている。

また、豊能・北河内・中河内・泉南の各府民センター内にカリナビの支所としてカリナビ・ランチを開設している。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラム NAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-165 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka- c.ed.jp	○地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車。①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線「我孫子町」駅下車。東へ 1400m ○近鉄南大阪線「矢田」駅下車。西南西へ 1700m
豊能・三島地区 カリナビ・ランチ	〒563-8588 池田市城南 1-1-1 池田・府市合同庁舎内	<TEL> 072-752-411 (代表)	○阪急宝塚線「池田」駅から北東へ 500m
北河内地区 カリナビ・ランチ	〒573-8501 枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル内	<TEL> 072-844-133 (代表)	○京阪本線「枚方市」駅南口から南東へ 700m ○京阪交野線「宮之阪」駅から西へ 500m
中河内・南河内地区 カリナビ・ランチ	〒581-0005 八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル内	<TEL> 072-994-151 (代表)	○近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から南東へ 800m ○JR 関西本線 (大和路線) 「八尾」駅から北東へ 2km
泉北・泉南地区 カリナビ・ランチ	〒596-8520 岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	<TEL> 072-439-360 (代表)	○南海本線「岸和田」駅南出口から南南東へ 800m ○JR 阪和線「東岸和田」駅から北西へ 900m

## III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後、3年以内の大阪府に在住の中国残留邦人等の家族 (二世) の医療機関での適切な受診、福祉事務所等の関係行政機関での助言・指導、学校生活上の諸問題に関する相談、介護保険制度による介護認定及び介護サービスの利用等を円滑に行うため、自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っています。

問い合わせ先 府健康福祉部社会援護課 TEL 06-6944-6665

#### IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名称	所在地	電話番号	担当区域
中央	大阪市天王寺区六万体的町 5-12 大阪少年補導協会内本館 1階	06-6772-4000	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部（旧東区）、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区
梅田	大阪市北区南扇町 6-28 大阪市水道局水道部 扇町庁舎 3階	06-6362-2225	大阪市域のうち、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2階	06-6211-3400	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、港区、大正区、住之江区
東大阪	東大阪市永和 1-15-2 東大阪市シルバー人材センター 1階	06-6723-3187	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-3 堺市役所三国ヶ丘分館 6階	072-251-9081	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
豊中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1階	06-6866-3000	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町
守口	守口市浜町 1-3-18 2階	06-6993-0900	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2階	0721-25-4922	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田	岸和田市野田町 1-5-5 岸和田市立福祉総合センター 内別館 B棟 2階	072-423-2486	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨木	茨木市駅前 4-7-2 茨木市教育委員会分室 1階	072-625-6677	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
<p>① 受付期間 午前9時～午後5時45分 土曜日、日曜日、祝日は休み</p> <p>② 相談申込 電話か直接来所</p> <p>③ 相談担当者 警察職員</p>			

V 社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	JR 阪和線 信太山駅 下車 西へ 600m
近つ飛鳥博物館	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山 299	0721-93-8321	近鉄長野線喜志駅から 金剛バス阪南ネオポリス 下車 東へ 600m
フルルガーデン (花の文化園)	〒586-0036 河内長野市高向 2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 河内長野駅からバス 「上高向」下車 南東へ 800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園 1-18	072-721-7967	阪急箕面線 箕面駅下車 北へ 1 km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内 1-13-2	06-6866-3622	北大阪急行緑地公園駅 下車 南西へ 620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中 2	072-367-8891	南海高野線大阪狭山市駅 下車 西へ 800m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西 3-6-36	06-6561-5891	JR 環状線 芦原橋駅下車 南へ 600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城 2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR 環状線 森ノ宮駅 下車 西へ 400m
健康科学センター (ゲンキープ大阪)	〒537-0025 大阪市東成区中道 1-3-2	06-6973-3535	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR 環状線 森ノ宮駅 下車 東へ 100m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島 1-2-10	06-6203-0474	地下鉄又は京阪淀屋橋駅 下車 1号出口北東へ 300m JR 環状線 森ノ宮駅
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線荒本駅 下車 400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前 12-7 YES・NAMBAビル	06-6631-0884	地下鉄なんば駅 南海・近鉄難波駅 下車 200m

## VI 学校組織運営に関する指針

### 1 目的

- 校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- 学校教育をめぐるさまざまな課題と急速な社会の変化に対応できるように、学校組織において、迅速な意思決定や効率的な業務運営を通じて、学校組織の機動力を高める。

### 2 組織運営にあたって

#### (1) 中期ビジョンと学校教育計画

##### <中期ビジョンと組織運営>

- ① 校長は、学校経営の視点に立って、学校の現状と実態を踏まえて、中期的なビジョン（近未来の学校像）を確立し、実現に向けて学校教育計画（年次計画）を策定し、学校内外に示す。
- ② 組織運営においては、PDCAサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ③ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないよう、業務のシステム化・IT化などによって、組織全体で取り組む。
- ④ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。

##### <学校教育計画>

- ① 学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校協議会の提言を踏まえる。
- ② 学校教育計画の策定と総括には、すべての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- ③ 校長は学校教育目標と計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- ④ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- ⑤ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ⑥ 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

#### (2) 校内組織と会議

校内組織は常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドする。

##### <首席等>

- ① 首席および学年・分掌等の長は、学校教育計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- ② 首席および学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長および教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

##### <運営委員会等>

- ① 校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席および学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。
- ② 首席および学年・分掌の長は、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。
- ③ 運営委員会等において、首席および学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

##### <職員会議>

- ① 職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するため、必要に応じて開催する。
- ② 職員会議においては、校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- ③ 職員会議は校長が招集し主宰する。
- ④ 円滑な議事運営のために校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長の決裁権を制限することがあってはならない。
- ⑤ 職員会議の記録はあらかじめ校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長の決裁を経て確定する。
- ⑥ 職員会議の議案はあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、予め時間を定め、必要な資料等を事前に配布するなどの工夫をする。

<会議運営>

- ① 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間で行う。
- ② 会議の開催にあたっては、目的・時間・議題・原案提起者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配布するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。
- ③ 会議で得た行動方針は、全員が責任を持って実行する。

(3) 人事

<人材の育成>

- ① 校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。
- ② 評価育成システムを活用して、校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。
- ③ 人材を育成するにあたっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。
- ④ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。
- ⑤ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

<主任等の校内人事>

- ① 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の発令は校長の責任と権限のもとに行う。
- ② 校長は、その権限の行使にあたっては、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。
- ③ 主任等の発令にあたって、教職員の意見を参考として聴取する場合にも、最終的には校長が決裁し、任命する。なお、その結果については、辞令を交付したり、決裁後の人事について職員会議で公表したりするなどして、教職員に周知する。

(4) 予算

- ① 校長は、中期的なビジョンのもとでの年次計画を踏まえ、学校教育計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。
- ② その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。
- ③ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化することがないように他校とも連携し積極的な活用を図る。
- ④ 校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
- ⑤ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。

(5) 校長の適切なリーダーシップ発揮のために

- ① 学校経営を行うにあたってPDCAサイクルを有効に機能させるためには、校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
- ② 校長は、学校経営を行うにあたっては、学校の現状と実態を踏まえて、中期的なビジョン(近未来の学校像)を確立し、実現に向けて学校教育計画(年次計画)を策定するとともに、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
- ③ 校長が適切なリーダーシップを発揮出来るよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。

(平成18年12月7日)



